

私道への配水管布設要望取扱要領

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、私道への配水管布設要望があった際の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路（以下「公道」という。）以外の道路で常時一般交通の用に供されているものをいう。

(布設の対象)

第3条 配水管を布設する私道は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 起点及び終点が公道又は公道に準ずる規模の主要な私道に接続していて、延長が概ね30メートル以上の通り抜け道路であること。
- (2) 幅員が1.82メートル以上で配水管の布設余地があり、適正な土被りが確保され、配水管の安全が確保できること。
- (3) 既設給水管が3本以上又は既に設置されている市の水道メーターが5個以上あること。
- (4) 土地の所有者が3名以上であること。
- (5) 抵当権が設定されていないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、私道の利用に関し、いかなる制約も設けられていないこと。

(布設の要件)

第4条 私道のすべての土地の所有者及び既設給水管の所有者が、配水管の布設について承諾すること。

2 すべての土地の所有者が次に掲げる事項について承諾すること。

- (1) 配水管を布設する私道の利用について、いかなる制約も設けないこと。
- (2) 配水管の布設に係る土地の使用料は無償とすること。
- (3) 配水管の布設に関して市に重大な過失がある場合を除き、損害賠償の請求及び苦情の申立てをしないこと。

- (4) 配水管の修繕及び給水管の分水工事等の作業時には、所有者の承認を不要とすること。
- (5) 土地使用に関する紛争等については、所有者において解決すること。
- (6) 道路の占用期間は、配水管の存置期間とすること。
- (7) 所有権等の移転後も、前各号に規定する事項が有効に継承されること。

(布設申請の手続)

第5条 私道への配水管布設を要望する者(以下「申請者」という。)は、私道への配水管布設申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 当該私道に係る土地の案内図及び公図の写し
- (2) 私道所有者の土地使用及び配水管布設承諾書(第2号様式)
- (3) 私道所有者の全部事項証明書(土地)
- (4) 既設給水管所有者の配水管布設承諾書(第3号様式)
- (5) その他必要と認める書類

(審査及び通知)

第6条 前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、布設を適当と認めたときは、配水管布設決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の調査の結果、布設を不適当と認めたときは、配水管布設却下通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第7条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定の適用を受ける開発行為及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定の適用を受ける宅地造成に関する工事については、この要領は適用しない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、水道部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

私道への配水管布設申請書

年 月 日

(あて先) 昭島市長

申 請 者 (代表)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

私道に配水管を布設したく必要書類を添えて申請します。

私道所在地 昭島市_____

添付書類

- (1) 当該私道に係る土地の案内図及び公図の写し
- (2) 私道所有者の土地使用及び配水管布設承諾書(第2号様式)
- (3) 私道所有者の全部事項証明書(土地)
- (4) 既設給水管所有者の配水管布設承諾書(第3号様式)
- (5) その他

土地使用及び配水管布設承諾書

年 月 日

(あて先) 昭島市長

私道への配水管布設要望取扱要領第 4 条第 2 項の規定について承諾し、配水管を私有地の道路（現況）内に布設することを承諾いたします。

私道所在地 昭島市_____

所 有 者 氏 名	住 所	承諾印

第 4 条第 2 項に掲げる事項

- (1) 配水管を布設する私道の利用について、いかなる制約も設けないこと。
- (2) 配水管の布設に係る土地の使用料は無償とすること。
- (3) 配水管の布設に関して市に重大な過失があった場合を除き、損害賠償の請求及び苦情の申立てをしないこと。
- (4) 配水管の修繕及び給水管の分水工事等の作業時には、所有者の承認を不要とすること。
- (5) 土地使用に関する紛争等については、所有者において解決すること。
- (6) 道路の占用期間は、配水管の存置期間とすること。
- (7) 所有権等の移転後も、前各号に規定する事項が有効に継承されること。

配水管布設承諾書

年 月 日

(あて先) 昭島市長

配水管を私有地の道路（現況）内に布設することを承諾し、給水管を布設する配水管に付替えることを承諾いたします。

私道所在地 昭島市_____

私道に係る既設給水管所有者

[illegible]

第 4 号様式(第 6 条関係)

水 工 第 号
年 月 日

様

昭島市長

配水管布設決定通知書

年 月 日付で申請のあった私道の配水管布設については、次のとおり
決定したので通知します。

工 事 施 行 場 所	昭島市 町 丁目 番地 番地先 号先
工事施行予定年度	
工 事 内 容	

第 5 号様式(第 6 条関係)

水 工 第 号
年 月 日

様

昭島市長

配水管布設却下通知書

年 月 日付で申請のあった私道の配水管布設については、次の理由により却下したので通知します。

私 道 の 所 在 地	昭島市	町	丁目	番地 番地先	号先
却 下 の 理 由					